

令和3年5月12日

所 内 各 位

流体科学研究所  
新型コロナウイルス感染症対策本部長

東北大学行動指針レベル2への引き下げに伴う流体研の対応について

令和3年5月11日付け総長通知「行動指針レベル2への引き下げについて」を受け、前回の令和3年4月1日付文書から対応を変更します。R3.4.1改訂の本学行動指針レベル2の記載内容に従う他、主な注意点を以下に示します。

また、体調不良の者や濃厚接触の疑いのある者については、「新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）のフロー図」に沿って対応することに留意されるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する所内連絡等は引き続き次のメールアドレスへお願いします。

[ifs-covid-19@grp.tohoku.ac.jp](mailto:ifs-covid-19@grp.tohoku.ac.jp)

1. 実施期間 令和3年5月12日（水）より当分の間
2. 対応内容（BCP項目別）
  - 1) 研究活動
    - ・教職員は、所内における感染拡大防止を徹底し、研究活動を行うこととします。
  - 2) 授業等
    - ・十分な感染防止対策を施した上で、対面とオンラインを併用し、授業等を実施します。
  - 3) 出張
    - ・出張は、感染が広がっている地域への不要不急の場合は原則自粛とし、業務上やむを得ない場合で、所長の許可を得た場合のみ可とします。なお止むを得ず出張を計画する場合は、旅行計画書を原則1週間前までに総務係へ提出するほか、提出前に所長（上記アドレス）へご相談ください。

#### 4) 学内会議

- ・感染拡大に最大限の配慮をして対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。

#### 5) 学生の課外活動

- ・許可を得た場合には、対面での課外活動が実施できます。また、オンライン上で行われる活動は実施できます。

#### 6) 催事・イベント等（本所が開催するもの）

- ・原則オンラインとします。ただし、所長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。

#### 7) 事務体制

- ・職員は引き続き感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、目安として3割程度の在宅勤務及び時差出勤を推奨します。各々の業務の性質に従い対応願います。

### 3. その他注意事項

すべての研究所構成員について、入所の必要な場合は当該の長に事前相談し、リスク管理を徹底のうえ、入所ください。引き続きやむを得ず入所する部外者も含め、入所記録用フォームに記録してから入所ください。当面、入力者は教職員とする措置を継続します。

※1号館以外の建物の常時施錠を継続とします。